世帯全員が住民税非課税の方へ

介護保険サービス利用時の 負担軽減・助成制度の活用を

介護保険施設の居住費(滞在費)・食費の負担軽減

住民税非課税世帯(別世帯の配偶者を含む)で、下表の要件に該当する方を対象に、特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設での入所と短期入所(ショートステイ)利用時の居住費(滞在費)・食費の負担額を軽減します。

軽減後の負担限度額(1日あたり)			居住費(滞在費)				食費	
区分	所得要件	資産要件 (預貯金等)	ユニット 型個室	ユニット 型個室的 多床室	従来型 個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
	生活保護を受けている方							
第1段階	本人が 老齢福祉年金受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円	300円
第2段階	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円以下の方	【単身】 650万円以下 【夫婦】 1,650万円以下	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円	600円
第3 段階 ①	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が80万円超120万円以下の方		1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円	1,000円
第3 段階 ②	本人の課税年金収入金額と非課税年金(※1)収入金額とその他の合計所得金額(※2)の合計が120万円超の方	【単身】 500万円以下 【夫婦】 1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円	1,300円

- ※()内の金額は、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設・短期入所療養介護の場合です。
- ※ 地域密着型介護老人福祉施設も対象になります。
- ※ 第2号被保険者は、資産要件が単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。
- ※1 非課税年金とは、遺族年金、障害年金です(寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含む)。
- ※2 その他の合計所得金額とは、合計所得金額から年金に係る雑所得を控除した額をいいます。

現在、負担軽減・助成を受けている方の認定期間は7月31日(月までです。更新申請書を6月6日に発送しましたので、お早めに更新申請をしてください(介護保険通所系サービス利用時の食費助成(下記)は更新申請不要)。新たに対象となる方は、お問い合わせください。申請書類をお送りします。住民税非課税は、令和4年中の所得で判定します。

問合せ 介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176・1 (3209)6010

介護保険通所系サービス利用時の食費助成

住民税非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、サービス利用時の食費を1日に付き200円助成します(更新は申請不要。7月下旬に決定通知書を発送)。対象の通所系サービス事業所は、区に助成制度の実施を届け出た区内の事業所です。

対象サービス ▶通所介護(地域密着型を含む)、▶通所介護相当サービス、▶通所リハビリテーション、▶認知症対応型通所介護、▶小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護の通いサービス ※上記と同様の「介護予防」サービスも対象です。

介護保険サービス利用時の負担軽減

介護保険サービスの利用者負担額の支払いが困難な方の、次の対象サービスの利用料や居住費(滞在費)・食費の利用者負担額を25%(生活保護を受けている方は個室の居住費(滞在費)を100%)軽減します。

この軽減は、東京都と新宿区に軽減事業を行うことを届け出た社会福祉 法人と事業者が提供するサービスを利用した場合にのみ受けられます。 対象となるサービスは、お問い合わせください。

対象 生活保護を受けている方と、次の全てに該当する方、▶利用者本人を含む 世帯全員が住民税非課税、▶世帯の年間収入が基準収入額(★1)以下、▶世帯の 預貯金等が基準貯蓄額(★2)以下、▶世帯で自宅以外に土地・家屋等を所有して いない、▶負担能力のある親族等に扶養されていない、▶申請時に介護保険料を 滞納していない、▶被保険者証に「給付額の減額」等の記載がされていない

- ★1 基準収入額…世帯員が1人の場合は150万円。以降、1人増えるごとに50万円を加算(収入には仕送りや課税対象とならない遺族年金・障害年金・手当等を含む)
- ★2 基準貯蓄額…世帯員が1人の場合は350万円。以降、1人増えるごとに 100万円を加算(預貯金等には有価証券・債権等を含む)

住宅・まちづくり

分譲向けマンション管理セミナー 3 講座

●管理会社から三下り半を突き付けられる前に注意すること、やるべきこと□時7月10日(月)午後6時20分~8時

会場 四谷区民ホール (内藤町87)

対象 区内分譲マンションの管理組合役員・区分所有者・居住者ほか、100名申込み6月20日似~30日金に電話かファックス(6面記入例のとおり記入)または直接、問合せ先へ。先着順。新宿区ホームページからも申し込めます。

問合せ 住宅課居住支援係(本庁舎7階)

☎ (5273) 3567



認知症に関する相談・学習会・講座

▲ イベント

●認知症介護者相談

日時 7月3日(月)午後2時~4時

会場 区役所第1分庁舎2階区民相談室 対象 認知症の方の介護者等で心や体 に悩みを抱えている方、3名

申込み 6月19日 例から電話で問合せ 先へ。先着順。 問合せ 高齢者支援課高齢者相談第一係(本庁舎2階) ☎(5273)4593

●認知症・もの忘れ相談

日時・会場 ▶①7月12日(水・・・・落合保健センター(下落合4—6—7)、▶②7月20日(水・・・戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1—17—20、区社会福祉協議会1階)、▶③7月27日(水・・・四谷高齢者総合相談センター(四谷三栄町10—16、四谷保健センター等複合施設4階)、いずれも午後2時30分~4時対象区内在住でもの忘れが心配な方、各日4名

申込み 6月19日 (月)から電話で問合せ 先へ。先着順。

問合せ ▶ ① 落合第一☎(3953) 4080、▶②戸塚☎(3203)3143、▶③ 四谷☎(5367)6770の各高齢者総合 相談センター

● 認知症介護者家族会(学習会)

日時 7月19日 ※ 午前10時30分~12時 会場 西新宿シニア活動館 (西新宿4— 8—35)

対象 区内在住で認知症の方を介護しているご家族ほか

内容 講座「認知症の方の排泄」 申込み 電話かファックス(6面記入例の とおり記入)で問合せ先へ。

問合せ 高齢者支援課高齢者相談第二係(本 庁舎2階) ☎(5273) 4594·**3**(5272) 0352

●認知症サポーター養成講座

日時・会場 ▶①7月14日〜の・・戸山シニア活動館(戸山2-27-2)、▶②7月19日〜の・・西新宿シニア活動館、いずれも午後2時~3時30分

対象 区内在住・在勤・在学の方、各日20名 申込み 6月19日(月)から電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合 せ先へ。先着順。

問合せ ▶①若松町☎(5292)0710・ 図(5292)0716、▶②角筈☎(5309) 2136・図(5309)2137の各高齢者総合相談センター

介護者講座



● お薬との上手な付き合い方

日時 7月11日似午後1時30分~3時 申込み 6月17日出から電話かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着20名。

会場・問合せ 戸塚高齢者総合相談センター(高田馬場1—17—20、区社会福祉協議会1階) ☎(3203)3143・図(3203)1550

新宿いきいき体操講習会 💄 講座

持ち物等は、郵送でお知らせします。 日時 7月14日億午後2時~4時 会場中落合地域交流館(中落合2—7—24) 対象 区内在住・在勤の方、9名 申込み 6月19日月~7月6日休に電話 かファックス(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。先着順。

問合せ 地域包括ケア推進課介護予防係(本 庁舎2階) ☎(5273)4568・囮(6205)5083

おてがる体力確認会 🎤 イベント

持ち物等は、郵送でお知らせします。 日時 7月21日金▶第1部…午後1時30 分~2時45分、▶第2部…午後3時15 分~4時30分

会場 信濃町シニア活動館(信濃町20) 対象 区内在住の65歳以上で医師から 運動を禁止されていない方、各部12名 内容 運動能力測定、介護予防体操ほか 申込み 6月19日月~7月13日休に電話 で問合せ先へ。先着の方を優先に、各部 希望時間は振り分け時の参考とします。 問合せ 地域包括ケア推進課介護予防 係(本庁舎2階) ☎(5273)4568

子育てパンフレット 「すくすく新宿っ子」の配布

子育てを支援する区の相談窓口などを ご案内しています。担当の民生委員・児童 委員、主任児童委員が、令和4年5月1日~ 5年4月30日生まれのお子さんがいる家 庭を訪問して配布しています。

主催 新宿区民生委員·児童委員協議会 問合せ 地域福祉課福祉計画係(本庁舎 2階) ☎(5273)4080·**᠓**(3209)9948